

西宮市立瓦木小学校いじめ防止基本方針

西宮市立瓦木小学校

1 本校の方針

本校は、「輝くわたし 輝くなかま 輝く学校」を学校教育目標として、「輝く瓦木っ子〜かしこさ、やさしさ、たくましさ求め、自ら取り組む子〜」を育成することをめざしている。

全ての子どもたちが、楽しく充実した学校生活を過ごせるよう、子どもたちの人権を著しく損なういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、JR甲子園口駅から北西へ1kmほどの市街地に位置しており、平成28年3月15日に創立140周年を迎え、歴史と伝統があり、地縁のよさが残る安定した地域に支えられている。全校生約490名の標準的な児童数を有する学校である。その人数的なメリットを生かし、全校生を縦割り18のグループに編制したファミリー活動を推進し、好ましい人間関係づくりに努めている。また、「言葉でつながる子どもたちの育成」をテーマに、学校研究をすすめているところである。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない」という認識をすべての教職員が強く持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを許さない学校づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等で構成される日常的教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、心に大きなダメージを受けた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チーム中心に組織的に調査し、事態の解決に当たるが、事案によっては、市教育委員会に相談するとともに、学校問題解決支援チームの派遣を要請する。

5 その他の事項

保護者にとっては、安心して任せられ「共に育つ」学校であり、地域にとっては、在ることを誇れ「支援したくなる」学校づくりを目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開を検討するとともに、懇談会等の機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員、教育連携協議会等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

指導体制及び関係機関

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、管理職の強いリーダーシップのもと、組織的にいじめ事案に対応する。

いじめ対応チーム

【構成員】

校長、教頭、生徒指導担当、各学年、専科
養護教諭 特別支援教育コーディネーター
特別支援学級担任 当該学級担任等

- ※「いじめ対応チーム」の構成員は生活指導部
と同じとする。
また、実態等に応じて当該関係者で構成する。

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告、困りごとカード等
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針

いじめ認知 → 早期解決

校内組織

生活指導部会
特別支援教育推進部会
道徳・人権教育推進部会
1～6年学年部会
特別支援学級
専科



保護者・地域との連携
PTA
教育連携協議会
青少年愛護協議会
教育委員会
学校支援チーム
学校問題解決支援チーム
スクールカウンセラー
深津中学校
広田地区各小学校
西宮少年サポートセンター

未然防止と早期発見に向けて

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的生活様式の指導（輝く瓦木っ子） ■ 学習指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学習における規律作り ・学習における集団づくり ・積極的な授業研究と授業公開 ■ 特別活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動の充実 ■ 教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問の実施 ・個人懇談、学級懇談会の開催 ・保護者に相談機関等の情報提供 ・スクールカウンセラーの活用 ■ 人権教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 ・規範意識を高める指導 ・いじめ、情報モラル等の指導の充実
(西宮少年サポートセンターとの連携) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 正しい姿勢の保持の指導（しせいくん） ■ 情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・日常の教員の観察による気付き ・養護教諭からの情報 ・登校指導による観察 ・児童・保護者・地域からの情報 ・学期末の振り返りアンケート等の実施 ・困りごとカードの活用 ■ 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徹底 ・職員会議等での全職員の情報共有 ・要配慮児童の実態把握と支援 ・次年度への申し送り事項の徹底 ■ 保護者・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の周知 ・オープンスクールの実施 ・地域行事への積極的参加 |
|--|--|

いじめ早期発見のチェックリスト

*県教委 いじめのチェックリスト参照

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム等を投げています | |

いじめられている子ども

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ 活気がなくおどおどし、話す時不安な表情をする | ☐ わざとらしくはしゃいでいる |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる |
| ☐ 早退や一人で下校することが 増える | ☐ 学校に行くのをしぶったり、遅刻・欠席が多くなったりする |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物がふえる | ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される |
| ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわついたりする | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ グループ活動の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |
| ☐ 友だちとふざけて遊んでいるというが、表情がさえない | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |
| ☐ 弁当の時一人で食べている | ☐ 笑顔がなく、黙って食べている |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
| ☐ 目の前にゴミを捨てられる | ☐ 掃除をさぼることが多くなる |

◎その他

- | | |
|--|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ スポーツクラブや習い事にいくことをいやがったりする | ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおこる |

いじめている子ども

- | | |
|---|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 悪者扱いされていると思い、乱暴になる |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う | ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる |
| ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ防止基本方針の確認	幼稚園等との情報交換	
	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級づくり	授業参観・懇談
			家庭訪問
5月	事案発生時 いじめ対応チーム 職員会議・学年会議	職員研修会	
			オープンスクール
6月			小中生徒指導連絡協議会
7月		夏季休暇前情報モラル授業	個人懇談
		地域夏祭り行事参加	アンケート調査（実施）
		中継等で参加を見送ることも。	
8月		カウンセリングマインド研修	
			二小一中の会全体会
		生徒指導等研修	人権研修会
9月			
10月	地域行事参加 （スポーツ21運動会）		
11月	携帯・ネット講習会	オープンスクール	
12月	カウンセリングマインド研修	個人懇談	
	冬季休暇前情報モラル授業	アンケート調査（実施）	
1月	地域とんど集会	小中生徒指導連絡協議会	
	高学年防犯教室	オープンスクール	
	学校評価		
2月	学校評価		
		授業参観・懇談	
3月		入学する中学校との 情報交換	アンケート調査（実施）
	いじめ対応チーム		
	本年度のまとめ	春季休暇前情報モラル授業	

職員会議・学年会議

- ・いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ・1週間に1度の会で、情報共有。また、職員会議においても必ず、児童の様子等の交流を行う。
- ・常に情報共有を心掛け、1週間に1度は必ず学年会議を行い、児童の様子等の交流を行う。

未然防止や早期発見に向けて

- ・入学前に幼稚園、保育所との情報交換をする。
- ・定期的な家庭訪問や、保護者との懇談の中で、児童の様子をより深く理解する。また、必要に応じて、連絡帳や電話で保護者との連携を密にする。
- ・職員による登校指導を通して、あいさつの定着等をはかるとともに、登校班での様子をつかむ。
- ・夏期休業中に、二小一中の会の全体会に参加する。
- ・夏期休業中に生徒指導研修等で、児童理解を促進するための研修会を実施する。
- ・人権学習の保護者や他校の教職員への授業公開を通して、児童の人権意識を一層高める。
- ・2学期に学校保健委員会を開催し、インターネット上のトラブルから子どもを守るため犯罪被害防止にかかる講演会を実施する。（毎年ではない）
- ・3学期に、兵庫県警西宮サポートセンターより講師を招聘し、高学年防犯教室を実施する。（毎年ではない）
- ・各長期休暇前には情報化社会におけるSNSやインターネット上のトラブルから守るために、各学年に合った情報モラル授業を行う。

組織的対応

いじめ情報の認知

日常の観察、学期末振り返りアンケート調査、困りごとカード、教育相談、面談、児童や保護者からの訴えや情報提供など

実態把握

情報を得た教職員 → 当該児童の担任・学年生活指導等 → 生徒指導担当・教頭 → 校長 → 市教委

いじめ対策委員会(いじめ対応チーム)の開催

指導体制と方針の決定

- ①情報を得た教職員から報告を受け、いじめ対策委員会(いじめ対応チーム)で共通理解
- ②調査方法及び分担を決定 ※ 聴きとり調査や記名式によるアンケート調査等
- ③事案の状況から、調査するメンバーを決定
- ④2名以上の教職員で当該児童から事情を聴き、事実関係を把握して、いじめ対策委員会(いじめ対応チーム)へ報告
- ⑤いじめ対策委員会(いじめ対応チーム)で指導方針を決定し、指導体制を編成(当該児童の担任、学年生活指導担当等)
- ⑥生活指導交流会及び職員会議で報告し、職員全体で共通理解

連携

指導

支援

保護者

児童

①いじめの解消に向けた指導

- ★被害児童には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
- ★加害児童には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。

②暴力や恐喝等の犯罪行為、学校だけでは指導が困難な場合は関係機関に支援を要請

事後指導

- ・いじめが解消されても、経過観察を行い、事後指導を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も検討して心のケアを図る。
- ・再発防止と未然防止に向けて継続指導を行う。

連携

報告

支援

西宮市教育委員会

青少年補導課

35-3874

学校保健安全課

35-3795

関係機関

西宮警察 33-0110

西宮少年サポートセンター

35-3875

ひょうごこころみ相談センター

23-2120

0120-783-111

兵庫県警察サイバー犯罪対策課

078-341-7441

生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関に報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、保護者向けの文書を配付したり保護者会を実施したりする。
- ④マスコミへの対応は窓口を一本化する。

携帯電話やスマートフォン等のネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のため罪悪感が低くなりがちである。また、相手の気持ちが理解しにくく、エスカレートしたり広範囲に広がったりする危険性がある。

- ① 児童には、学年の発達段階に応じて、ネットに関する正しい知識を理解させるとともに、日常の観察や面談等で積極的に情報収集に努める。
- ② 誹謗中傷を書き込むことは、いじめにつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルに関する指導を折に触れて行う。